調査に関する事前評価済(H3O)

令和元年度 公共事業事前評価調書(簡易型)

(区分) 国補・県単 1. 事業説明シート 事業名 砂防事業「通常砂防事業(国補)] 事業簡所 南都留郡富十河口湖町河口 地区名

(1) 事業の概要

①課題・背景

本渓流は、山梨県南留郡富士河口湖町河口に位置する流域面積1.49km²の土 石流危険渓流である。流域内には侵食崩壊による不安定土砂が河床に厚く堆積 しており、現況整備率も7%と低いため、台風及び豪雨等の影響により、下流の 保全対象に甚大な被害の危険性が懸念される。

保全対象には、人家46戸、第1次緊急輸送路である国道137号510m、 富士河口湖町じん芥処理施設、町道1,542mなどがある。従って、早急に土石 流対策の砂防堰堤を整備し、土砂災害を未然に防止する必要がある。

②整備日標 • 効果

- □主要目標 ○土石流被害の防止
 - 災害実績 無

整備前 土砂整備率 7% → 100%

流木整備率 % → 100% ・ 重要公共施設の有無 有 国道(第1次緊急輸送道路)、じん芥処理施設 (保全対象=人家46戸、国道510m、その他道路2,704m、じん芥処理施

- □副次月標 -
- □副次効果 ○被災時の被害波及の防止
 - ・保全対象に第1次緊急輸送道路(国道137号)を有する

(2)整備内容

①整備内容

砂防堰堤 1基 H=140m L=1050m

②着手年度 令和2年度 **③完成見込年度** 令和11年度

④総事業費 約500百万円(国費250百万円(5/10)県費250百万円(5/10))

⑤年度別の整備内容

(事業費)

令和2年度	詳細設計•用地測量	20百万円
令和3年度	用地取得•立木補償•砂防堰堤工事	50百万円
令和4年度	砂防堰堤工事	60百万円
令和5年度	砂防堰堤工事	60百万円
令和6年度	砂防堰堤工事	60百万円
令和了年度	砂防堰堤工事	60百万円
令和8年度以降	砂防堰堤工事	190百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容·期間·事業費

既整備内容 治山堰堤 2基 期 間 昭和49~57年

(3) 事業の妥当性評価

川の神川の1(ヤマノカミガワノイチ)

事業主体 山 梨 県

妥当でない

①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)

砂防法第5条に基づいており、行政が行うことが妥当。

②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)

砂防法第6条に基づいており、砂防管理者の県が行うことが妥当。

③経済妥当性

妥当

総事業費		500	500 百万円		R2~R11		基準年	R1
	費用		421	百万円	便益		3,217	百万円
経		建設費	325	百万円		一般資産被害抑止	739	百万円
済効		維持管理費		百万円		人身被害抑止	155	百万円
率				百万円		公共土木施設等被害	123	百万円
性				百万円		その他※	2,200	百万円
		B/C						7.6

※その他は応急対策(家計)、人的被害(精神的損失)

費用便益比(B/C)は1.0を超えており、経済効率性は確保されている。

④事業実施・規模の妥当性

 \circ

流域の規模、地形、地質等から判断して最も効果的である。

⑤整備手法の有効性

地形・地質及び流域の状況から土石流対策として最も効果的かつ経済的な砂防施設計画とした。

⑥環境負荷等への配慮

0

掘削法面等に緑化等を施し、環境負荷に配慮。

⑦事業計画の熟度

地元の要望に基づいている。

0

総合評価

[貢献度ランク:a]

(4) 事業位置図等

位置図



2. 添付資料シート

